

氏 名：中 村 元 彦
学 位 の 種 類：博士（政策研究）
学 位 記 番 号：博政策第六十八号
学位授与の日付：2016年2月13日
学位授与の要件：学位規則第4条第1項
学 位 論 文 題 目：I T 会 計 帳 簿 論
経営及び監査に役立つ I T 会計帳簿の研究

主 査：太 田 三 郎（千葉商科大学政策研究科教授・博士（経営学））
副 査：山 本 守 之（千葉商科大学名誉客員アドバイザー・
元日本税務会計学会長）
副 査：佐 藤 正 雄（千葉商科大学政策研究科教授・経営学博士）
副 査：水 野 伸 宏（千葉商科大学政策研究科准教授・博士（経済学））

内容の要旨及び審査の結果の要旨

1. 学位請求者のバックグラウンド

中村元彦氏の博士論文の課題「I T 会計帳簿論」についての問題意識は、中村氏が監査法人において会計監査に従事するとともに、日本公認会計士協会での基準作成や会計大学院での授業を担当する中で持ったものである。会計監査に従事する中で、簿記論として紙の会計帳簿を前提として学習したのに対して、実務では I T 化された会計帳簿が前提となっており、I T 会計帳簿を理論的に研究したいと考え、政策研究科で研究を行うことを決意した。

中村氏は、1988年に慶應義塾大学を卒業後、公認会計士第2次試験に合格し、太田昭和監査法人（現：新日本有限責任監査法人）に入所した。太田昭和監査法人の勤務時代に公認会計士第3次試験に合格し、公認会計士の資格を取得し、13年間勤務した後、中村公認会計士事務所を開業するとともに、税理士の資格を取得した。会計監査業務や税務業務を行うと共に、日本公認会計士協会において I T 委員会等の専門委員に就任し、実務指針等の基準作成に関わり、2010年から役員に就任している。また、千葉商科大学会計大学院客員講師を2年間勤め、2014年4月から専任教員に就任し、監査 I T や連結財務諸表を担当している。

学会活動としては、日本監査研究学会、日本内部統制研究学会、システム監査学会の会員である。2014年9月に開催された日本監査研究学会第37回全国大会において、「I T の活用による試査から理論的精査に向けた現状と課題」を発表すると共に、2012年9月に開催された日本内部統制研究学会第5回年次大会では、統一論

題報告「内部統制：そのあるべき姿と現実」における、「財務諸表監査におけるクラリティ対応と内部統制監査」を発表している。

中村氏の著書は、『試験研究費の会計と税務（第2版）』（共著）（2015、税務研究会）、『ITのリスク・統制・監査』（共著）（2009、同文館）などがあり、論文としては、「会計監査におけるCAAT活用の影響と課題」『現代監査NO.25』（2015、同文館）、「財務諸表監査におけるクラリティ対応と内部統制監査」『内部統制Internal Control No.5』（2013、同文館）などがある。

このような研究活動をしながら、ITによって作成され電子媒体に保存されている会計帳簿、すなわちIT会計帳簿について理論を構築するには、実務家として現状に視点が偏り、あるべき姿を論理的に構築する点が弱いと痛感し、2012年4月に千葉商科大学大学院政策研究科に入学し、IT会計帳簿についての理論を構築するために席を置くことに至った。

2. 本研究の狙いと特徴

本研究は、ITによって作成され電子媒体に保存されている会計帳簿、すなわちIT会計帳簿について、その理論を構築することを目的とし、IT会計帳簿の有用性を高めるための提言を行い、IT会計帳簿の信頼性を確保することと保有する会計情報を活用することが進むことによって社会に貢献することを最終的な狙いとしている。IT会計帳簿と対比するものとして、紙媒体によって作成され保存されている会計帳簿である伝統的会計帳簿があるが、上場会社などの一定規模以上の法人では、IT会計帳簿の利用が大多数となっている。また、中小企業でもIT会計帳簿の割合は高いという現状がある。

IT会計帳簿は入力したデータの利用による分析機能、会計情報作成の早期化など伝統的会計帳簿では実現できなかった新たな付加価値を獲得している。反面、IT会計帳簿は、伝統的会計帳簿と異なり、処理がブラックボックス化してしまう欠点がある。そして、IT会計帳簿は、情報システム部署など経理以外の部署によるプログラムやデータの改ざんの可能性など、伝統的会計帳簿では考えられない新たな不正・誤謬への対応が求められる。このため、IT会計帳簿に係る内部統制が重要であり、IT会計帳簿は会計ソフトへの統制の組み込み、情報システム部署などの関連部署における内部統制の整備・運用など伝統的会計帳簿では存在しない内部統制が求められる。

本研究の特徴は大きく次の三点である。第一は、理論に加えて、IT会計帳簿のツールである会計ソフトの4種類を対象として取り上げ、機能の変遷などを分析し、理論のみならず実務の面から検討している点である。第二は、内部統制、監査、経営、教育という4つの観点からIT会計帳簿を検討しており、情報の信頼性があり、有用であるIT会計帳簿とはどのようなものであるかを多面的に検討しているという点である。第三は、監査、経営、教育の観点からIT会計帳簿の信頼性及び有用性の向上のための政策提言を行っている点である。

3. 本論文の構成

本論文は、実務で多く利用されている I T 会計帳簿について、伝統的会計帳簿との比較を意識しながら理論を展開している。本論文は、以下、第 1 章から第 8 章の構成となっている。

- 第 1 章 問題提起
- 第 2 章 本研究における会計帳簿に関する概念
- 第 3 章 会計帳簿の変遷と I T 会計帳簿の現状
- 第 4 章 内部統制の観点から求められる I T 会計帳簿
- 第 5 章 I T 監査の観点から求められる I T 会計帳簿
- 第 6 章 経営の観点から求められる I T 会計帳簿
- 第 7 章 教育の観点から求められる I T 会計帳簿
- 第 8 章 結論

各章の内容と具体的特徴は、次の通りである。

第 1 章は、「問題提起」である。多くの企業は、情報化の進展に合わせて、I T によって作成され電子媒体に保存されている会計帳簿、すなわち I T 会計帳簿を利用している。また、会計数値の根拠となる証憑等についても、販売システムと連携しているケースなど紙媒体ではなく電子媒体となるケースが増加している。このような状況において、実務の中での疑問として、監査法人等の会計監査（I T 監査）の観点、経営に活用するための会計数値の観点、会計帳簿に関する教育の観点という三つの観点から疑問を感じている。このような問題意識から、I T 会計帳簿について研究するとともに、政策提言を行うものである。

第 2 章は、「本研究における会計帳簿に関する概念」である。会計帳簿は、会社法をはじめ法律等で作成が義務付けられている。しかし、会計帳簿に関する具体的な規定はなされておらず、会計帳簿は、適時、正確、また、正規の簿記の原則に基づくことが少なくとも要求される。この章では、法律等による求められている内容及びその相違、帳簿組織について整理している。また、伝統的会計帳簿は紙媒体によって作成され保存されている会計帳簿と定義し、I T 会計帳簿との相違点を、①決算書の作成までの流れ、②改ざんの可能性、③監査による検証可能性から検討している。

第 3 章は、「会計帳簿の変遷と I T 会計帳簿の現状」である。伝統的会計帳簿の変遷として、世界最古の複式簿記書であるパチョリのズムマからの流れを取り上げているが、特に、誤謬・不正への対応の視点で検討したところ、パチョリの時代でも記入を訂正する方法や帳簿の繰越などでルールを決めて処理していた。このことは、伝統的会計帳簿に関する一定レベルの内部統制の整備運用が行われていたことを示している。I T 会計帳簿の変遷では、主要な会計ソフトでどのような変更がなされてきたか、カタログをベースとして検討している。また、会計ソフトのメリット・

デメリット及び導入状況、電子帳簿保存法から求められる I T 会計帳簿を検討している。

第 4 章は、「内部統制の観点から求められる I T 会計帳簿」である。会計帳簿には信頼性のある数値が求められるが、このためには会計数値の根拠となる証憑等の信頼性が求められる。特に、上場会社を中心とした会計不正が社会的にも注目されており、監査の立場では、I T 会計帳簿における内部統制の観点からの検討が重要となる。内部統制の概念を整理するとともに、内部統制を意識した I T 会計帳簿はどのようなものか、特に、伝統的会計帳簿との相違を含めて具体的に検討している。さらに、I T 会計帳簿を前提とした帳簿組織の設計における基本原則について検討している。

第 5 章は、「I T 監査の観点から求められる I T 会計帳簿」である。I T 会計帳簿を活用すると、試査というサンプリングによる方法からコンピュータ利用監査技法である C A A T による、母集団を直接評価する I T 精査を実施することが可能となってくる。また、監査は事後的であるが、継続的監査（リアルタイムの監査）の実施や監査人が仕訳を自動的に作成し、これを被監査会社が作成した仕訳と比較する Dual Tracking の実施を考えることが可能となってくる。また、I T 監査の概念や会計不正と監査の発展の歴史を検討している。深度ある監査の実現のため、I T 会計帳簿を活用した I T 精査や継続的監査、Dual Tracking を実現する必要性を提言する。

第 6 章は、「経営の観点から求められる I T 会計帳簿」である。I T 会計帳簿の情報は、経営に有効に利用される必要がある。このために、伝統的会計帳簿と比較した I T 会計帳簿が提供する会計情報の変化について検討している。また、I T 会計帳簿が保有する情報として非財務情報などの質の面、例えば減価償却に関して税務上の数値、経営上の想定使用期間での数値などを保有できるという量の面、さらに情報の信頼性について検討している。さらに、経営上、自社の位置付けの財務面での把握は有用であり、業種別などの統計情報を整備していく必要があると考え、情報の有効活用のためには、科目体系などのフォーマットの標準化が有効な手段であることから、I T 会計帳簿や電子化された証憑類の標準化の必要性を提言する。

第 7 章は、「教育の観点から求められる I T 会計帳簿」である。検定試験で会計ソフトを前提とした簿記の試験が行われるなどの動きはあるが、基本は伝統的会計帳簿がベースであり、これは大学などでの教育においても同様となっている。情報の活用の重要性が高まる中で、I T 会計帳簿は情報の活用を実現しやすいものであり、この特徴を意識した教育が求められる。また、I T 会計帳簿の中身がブラックボックス化することから、不正の観点では会計倫理の重要性が増している。I T 会計帳簿は実務が I T 会計帳簿を前提としているのに対し、I T 会計帳簿に関する体系的な教育がなされていないため、実務が I T 会計帳簿を前提としている現状を認識し、教育の体系に取り込むとともに、普及させていく必要性を提言する。

第8章は、「結論」である。研究成果として、IT会計帳簿に関して、体系的に検討するとともに、先行研究（沼田嘉穂(1968)『帳簿組織』）における「機械記入は単に記入手段についての特殊方法」という位置付けから、IT会計帳簿は新たな付加価値を持つに至ったことを明らかにした。また、信頼ある有用な会計情報の実現のために、IT監査の観点、経営の観点、教育の観点から政策提言を行っている。

4. 評価

本論文は、次の点で評価できる。

- (1) IT会計帳簿の変遷において、主要な会計ソフトを4つ取り上げ、どのような機能の変更や追加がなされたかを検討している。この結果、IT会計帳簿が、伝統的会計帳簿に対して他の業務システムからのデータ受入などの業務の効率という観点のみならず、IDやパスワードなどの不正防止機能や予算管理や資金繰り管理などの経営管理に有用な機能を備えており、優位性が高いことを明らかにしており評価できる。
- (2) IT会計帳簿を単独としてとらえ検討するのではなく、IT会計帳簿を伝統的会計帳簿との対比でとらえている。特に、伝統的会計帳簿における会計帳簿の作成から決算書の作成までが可視化されていることを十分意識しながら、IT会計帳簿により処理のプロセスがブラックボックス化してしまう点を、内部統制の観点からどうすべきか検討しており、評価できる。
- (3) 会計監査において試査というサンプリングによる方法が原則となっているが、監査人がIT会計帳簿の活用により会計データとして直接入手し、例えばマイナスのデータがないことを確かめるなど、母集団を直接評価するIT精査（ITを活用した限定的な精査）を提示し、会計監査で原則とすべきことを提言している。また、新たな監査上の手続として、監査人が仕訳を自動的に作成し、これを被監査会社が作成した仕訳と比較するDual Trackingの実施を深度ある監査の実現のため提言している。会計不正に関する大きな事件が生じている中で、このような深度ある監査の実現を図るための研究及び提言を行っており、評価できる。
- (4) 経営において、IT会計帳簿の情報が、伝統的会計帳簿と比較すると、予算管理情報、資金管理情報など、伝統的会計帳簿では取扱いが難しい情報を正確かつ適時に処理できることを明らかにしている。また、個別の会社の会計情報に加えて、業種別などの統計情報を収集することが社会的に有用であるという観点から、上場会社でEDINETによって勘定科目の統一化が図られているように、中小企業でも科目体系や電子化された証憑類の標準化を提言しており、これらの点を評価できる。
- (5) 現在の簿記教育において、基本は伝統的会計帳簿を前提とした教育であるが、実務ではIT会計帳簿の利用が大部分となっており、IT会計帳簿を前提とした教育を提唱すると共に、そのために必要となる伝統的会計帳簿を前提と

した簿記論に付加すべきものを明らかにしている。但し、大学教育の場でもすべからぬ考え方が議論をリードしており、今後更なる検証が必要である。また、IT会計帳簿における不正への対応として、内部統制だけでは限界があり、会計倫理が重要であるとしている。経理担当者など経理に関わる者は会計倫理の教育が重要であるとし、教育機関の役割としていることは、日本の会計の質を高めることにもつながり、新鮮であり評価できる。

以上の諸点から、審査員一同は、中村元彦氏が博士（政策研究）の学位を授与されるべき資格を十分有していると判断する。

以 上